

# 小学生バンドフェスティバル福島県大会実施規定

## 第1章 総 則

(大会名称)

**第1条** この大会は、「全日本小学生バンドフェスティバル福島県大会」という。

(実 施)

**第2条** 全日本小学生バンドフェスティバル福島県大会（以下、福島県大会）は、福島県吹奏楽連盟に加盟する団体が参加して毎年実施する。

(会場・日時)

**第3条** 実施会場・日時などの必要事項は、福島県吹奏楽連盟常任理事会（以下、理事会）で決める。

## 第2章 実施部門・実施方法

**第4条** ステージパフォーマンス部門およびマーチング部門に分け、それぞれ独立した大会として実施する。なお、ステージパフォーマンス部門とは、ステージ上での座奏を中心とした演奏形態の部門であり、マーチング部門とは、アリーナフロア上での動作を伴う立奏を中心とした演奏形態の部門である。

## 第3章 参加資格

(参加資格)

**第5条** 参加資格は、福島県吹奏楽連盟（以下、福島県吹連）に登録された団体では、同一小学校に在籍、または校内外活動する単独校・複数混合の団体に在籍する小学生とする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

参加形態は以下のとおりとする。

- ① 単独校 従来どおりの参加形態。
- ② 合同バンド 部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が、学校長の許可のもと編成する団体。
- ③ 地域バンド 任意の個人または団体が組織し、小学生※1で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

※1 小学生 学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

2 出演者が2つ以上の団体に重複して出場することは、認めない。

(入賞取消)

**第6条** 参加団体の資格に疑義のある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

## 第4章 演奏・演技

(参加人員)

**第7条** 参加人員は、次のとおりとする。

ステージパフォーマンス部門・・・65名以内（指揮者は含まない。）

マーチング部門・・・80名以内（ドラムメジャー・指揮者は含まない。）

(編 成)

**第8条** 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心にしたものを原則とする。また、手具などの使用上のルールは別途定める。

2 歌声については、スキヤット・ハミング・歌詞を認める。

(出演時間)

**第9条** 出演時間は、7分以内とする。なお、出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

ステージパフォーマンス部門・・・7分以内

マーチング部門・・・6分以内

**第10条** 出演時間が超過した場合は、失格とし、審査の対象としない。

(出演曲目)

第11条 演奏曲目は自由とする。

(演奏形態)

第12条 演奏形態は、任意とするが、演奏形態によってステージパフォーマンス部門およびマーチング部門に分けるものとする。

(服装)

第13条 服装等は、任意とする。

(参加費用)

第14条 参加する費用は、参加団体の負担とする。

(出演順)

第15条 出演順は、参加団体代表者会議で抽選して決める。

## 第5章 審査・表彰

(審査)

第16条 審査員は、常任理事会で選出し、会長が委嘱する。

2 審査員は、3名とする。

3 審査方法は、別に定める審査内規による。

(表彰)

第17条 参加団体に賞状を贈る。ステージパフォーマンス部門およびマーチング部門ごとに、表彰は金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

## 第6章 県代表

(県代表)

第18条 東北大会開催日の3週間以前に、福島県大会を開催して、県代表団体を決定して東北吹奏楽連盟に推薦・報告する。

(推薦団体数)

第19条 小学生バンドフェスティバルとマーチングコンテストを通して7団体推薦できる。

## 第7章 その他

(共催・後援・協賛)

第20条 福島県大会実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催および後援・協賛団体を持つことができる。

2 共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

第21条 福島県大会実行委員には、福島県吹連事務局と開催支部の役員があたる。

(実施要項)

第22条 その他の開催上の細目については、福島県吹連事務局が定める。

(改定)

第23条 この規定は、理事会の議決により改定することができる。

### 附 則

この規定は、平成19年 6月 4日より実施する。

この規定は、平成25年 6月 4日より改定実施する。

この規定は、平成26年 6月 7日より改定実施する。

この規定は、平成29年 6月 3日より改定実施する。

この規定は、平成30年 6月 3日より改定実施する。

この規定は、令和 5年 6月 3日より改定実施する。

この規程は、令和 6年 4月11日より改訂実施する。

この規程は、令和 6年 6月 1日より改訂実施する。

## 小学生バンドフェスティバル福島県大会 審査内規

第1条 この内規は、小学生バンドフェスティバル福島県大会実施規定第16条・17条に基づき審査および判定について定めるものである。

第2条 審査員は、次の項目と段階で評価する。

(1) **ステージパフォーマンス部門**

**「演奏技術」「総合表現」の2項目について10段階で評価する。**

(2) **マーチング部門**

**「演奏(技術・表現)」「音と動きの調和」の2項目について10段階で評価する。**

第3条 審査結果の処理は、会長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。

第4条 判定委員会は、審査員の評価に基づき、各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けする。

ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3：4：3を目安とする。また、県代表選出方法は次の通りとする。

1. 評価を点数に換算し、総合得点の高い団体を代表とする。
2. 総合得点が同点の場合は、次の方法で決定する。
  - ①勝ち点方式。
  - ②順位点。
  - ③満点の個数。
  - ④審査員の決戦投票で決める。

第5条 第4条による結果は、審査員の了承を得て、会長が賞を決める。

第6条 審査一覧表は、各団体に送る。

第7条 この内規は、理事会の議により改定することができる。

### 附 則

この内規は、平成19年 6月 4日より実施する。

この内規は、平成24年 4月 1日より改定実施する。

この内規は、平成25年 4月 1日より改定実施する。

この内規は、平成29年 6月 3日より改定実施する。

この内規は、令和 6年 4月11日より改訂実施する。

**この内規は、令和 6年 6月 1日より改訂実施する。**